

付録第一（第七条、第四十五条関係）

出走すべき馬が二頭であるとき	馬番号 1 2
出走すべき馬が三頭であるとき	馬番号 1 2 3
出走すべき馬が四頭であるとき	馬番号 1 2 3 4
出走すべき馬が五頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5
出走すべき馬が六頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が七頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7
出走すべき馬が八頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が九頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十一頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
出走すべき馬が十二頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
出走すべき馬が十三頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
出走すべき馬が十四頭以上であるとき	馬番号 右に準ずる。